

刊行にあたって

投資信託は、金融資産の効率的な運用に有効な金融商品であり、金利が低水準で推移している状況下においては、資産形成上とくに重要な位置を占める商品ということができ、各金融機関において販売体制を強化しているところです。

銀行業務検定試験「投資信託3級」は、渉外担当者や窓口担当者が投資信託をセールスするにあたって必要とされる基本知識等について、その習得度を判定しようとするものです。投資信託の重要性がますます高まるなか、その知識を習得することは金融機関の行職員にとって必要不可欠であり、銀行業務検定試験「投資信託3級」にチャレンジすることは有益です。


本書は、銀行業務検定試験「投資信託3級」の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『投資信託3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されておりますが、本書では、試験問題を解くために必要な知識について要点的に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

本書を『投資信託3級問題解説集』と併せて活用し、銀行業務検定試験「投資信託3級」に合格され、日常業務活動により一層邁進されることを祈念してやみません。

2023年10月

経済法令研究会

(2)



目次

刊行にあたって

学習の手引—本書利用のしかた (4)

投資信託3級・出題範囲 (5)

投資信託3級・過去4回の出題項目 (6)

第1編 投資信託の基礎

1	投資信託の意義	4
2	投資信託の歴史	7
3	投資信託の形態	17
4	投資信託の募集方法 — 公募と私募	20
5	投資信託の運営の仕組み	24

第2編 投資信託の商品

1	投資信託の種類	46
2	投資信託協会による投資信託の分類	53
3	追加型公社債投資信託の主な商品	64
4	ファミリー・ファンド方式	68
5	ファンド・オブ・ファンズ	70
6	ETF (上場投資信託)	72
7	不動産投資信託, ヘルスケアリート	77
8	外国投資信託	81
9	その他のファンド	82

第3編 投資信託の運用

1	運用に関するルール	92
2	運用のフロー	112
3	パフォーマンス評価	114

第4編 投資信託の取引

1	受益証券	122
2	販売単位	124
3	投資信託の価額	125
4	費用	131
5	ディスクロージャー	151
6	販売上のルール等	171
7	収益分配金・償還金	226

第5編 経済・金融・投資の基礎知識

1	経 済	232
2	金融資本市場	237
3	証券投資指標	240
4	リスクとリターン	249
5	市場の変化と投資信託の価額の変化	253

参 考

・ 価額の計算	260
・ 個別元本・収益分配金の課税	261
・ 投資金額・換金手取金額の計算	264

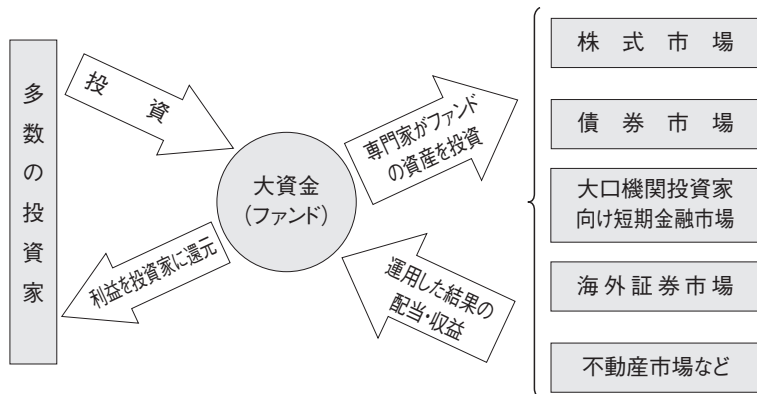
1 投資信託の意義

投資信託とは、①資産運用の専門家が、②複数の投資家から資金を集めて、③その資金を有価証券などに投資して、④これによって得られた収益^{*}を投資家に還元する制度のことである（図表1-1）。

※投資信託及び投資法人に関する法律（投資信託法）1条には、次のように記載されている。『投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度』

この制度の特徴は、資産運用の専門家が複数の投資家から集めた大資金（ファンド）で投資を行うので、機関投資家専用の市場など個々人の少額資金では投資しづらい市場にも参加できることや、個々人の少額資金では行えない分散投資が可能になることにある。また、ファンドの時

図表 1-1 投資信託のイメージ図



Key point

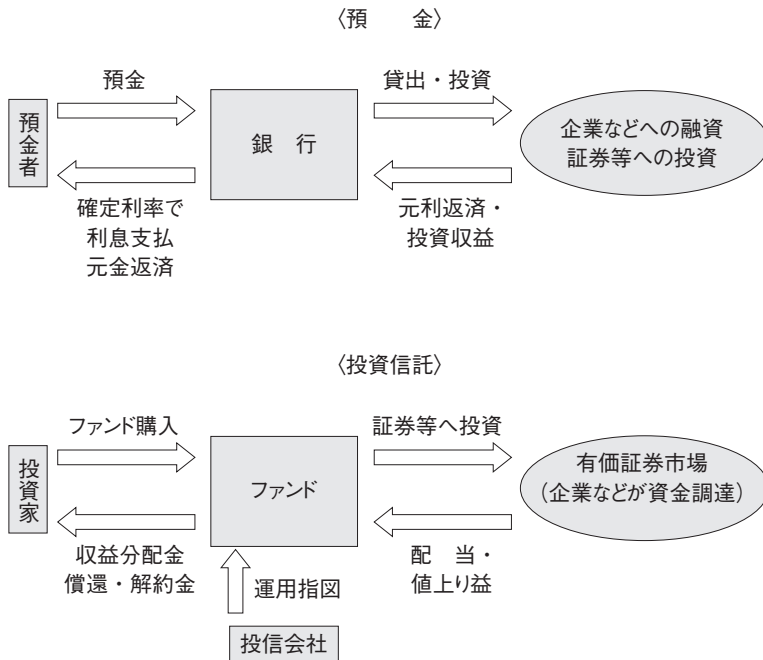
▶投資信託は、大資金（ファンド）で投資を行うので、少額資金では投資できない市場にも参加でき、分散投資が可能となるというメリットがある。

価を日々計算するので、投資家は、資産価値を容易に把握することができる。

しかし、ファンドの資産が投資されるのは変動する有価証券市場などであるので、資産価値は常に変動する。それはすべて投資家に帰属するので、投資家の投資元本は保証されておらず、収益も確定していない。また、投資するにあたって手数料などのコストを負担することになる。

投資信託の特徴を、預金のそれと比較してまとめると次のとおりである（図表1-2、1-3）。

図表 1-2 預金と投資信託の違い



Key point

▶投資信託では、投資元本は保証されておらず、収益も確定していないという点が預金とは異なる。

図表 1-3 預金と投資信託の違い

	〈預 金〉	〈投資信託〉
資産の運用方法	企業などへの貸付けが中心	有価証券や不動産へ投資する
リスクの負担	預金者には元利を保証し、リスクは銀行が負う	リスクは投資家が負う
元本の保証	銀行が保証※	なし
収 益	あらかじめ決められた確定利率（それ以上のリターンはない）	ファンドの運用実績に応じて変動する（運用実績がよければ投資家のリターンも大きくなる）
預金者／投資家のコスト	種類によっては解約手数料がかかるものがあるが、その他に直接的なコストはない	買付手数料や信託報酬がかかる
資産運用内容の公開	預金者には非公開	受益者に完全公開

※ 金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金等のうち決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等

Key point

▶ 投資信託の収益は、ファンドの運用実績に応じて変動し、運用実績により投資家へのリターンが大きくなったり小さくなったりする。

2

投資信託の歴史

1 投資信託の発生

投資信託は、19世紀中頃にイギリスで確立した制度であるといわれている。18世紀から19世紀にかけて、ヨーロッパ大陸諸国では、フランス革命など紛争が相次いでいた。一方で、島国のイギリスは、戦乱による国土の被害は被らず、18世紀末に産業革命を達成し、19世紀初めには先進工業国として君臨していた。イギリス国内の資本の蓄積は他のヨーロッパ諸国に比べて格段に進み、過剰傾向が強まった結果、次第に金利が低下していった。

その頃、ヨーロッパ大陸諸国やアメリカでは、戦争後の復興需要、建国のための資本需要など莫大な資金を必要としていたため金利は高く、イギリスでは海外への投資が盛んになった。ところが、当時は外国の事情を十分に知りうる手段が未発達で、海外の投資対象について正確に調査することは困難なことであった。そのため、中小の投資家が広告や宣伝に惑わされて投資した結果、その投資先が破綻するなどの痛手を受けることが多かった。

そこで、そのような危険を回避するために、中小の投資家達が資金を持ち寄り、外国の事情に詳しい人に運用を任せ、その対価として一定の報酬を支払い、出資割合に応じて利益を享受するという組織が生まれた。これが投資信託の誕生である。一般には、1868年にイギリスで設立された「フォーリン・アンド・コロニアル・ガバメント・トラスト」が、世界最初の投資信託であるといわれている。

Key point

- ▶ 1868年にイギリスで設立された「フォーリン・アンド・コロニアル・ガバメント・トラスト」が世界最初の投資信託であるといわれている。

〈執筆協力〉

岡山商科大学経営学部商学科
教授 鳴滝善計

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

銀行業務検定試験 公式テキスト 投資信託3級 2024年3月受験用

2023年11月26日 第1刷発行

編者 経済法令研究会

発行者 志茂満仁

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4897

<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・小野 忍 印刷・製本／(株)日本制作センター

© Keizai-hourei Kenkyukai 2023

ISBN978-4-7668-4444-3

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。